

改正 平成17年3月31日条例第25号 平成30年3月30日条例第11号
沖縄県環境保全基金条例をここに公布する。

沖縄県環境保全基金条例

(設置)

第1条 地域住民等に対する地域の環境保全に関する知識の普及、地域の環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動を展開することにより、本県における環境の保全を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、沖縄県環境保全基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 基金の額は、4億円とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより前項の基金に追加して積立てをすることができる。

3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。

4 第6条の規定により処分が行われたときは、基金の額は、処分額相当額減少するものとする。

一部改正〔平成30年条例11号〕

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理及び用途)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、次に掲げる事業に要する経費及び基金の管理等に要する経費に充てるほか、この基金に編入するものとする。

- (1) 地域環境保全活動基盤整備事業
- (2) 地域環境保全に関する知識普及事業
- (3) 地域環境保全実践活動支援事業
- (4) その他地域環境保全活動に関する事業

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

追加〔平成17年条例25号〕

(処分)

第6条 基金は、第4条各号に掲げる事業に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

追加〔平成30年条例11号〕

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成17年条例25号・30年11号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日条例第11号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。